

福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備等）交付要綱（復興庁）

復本第667号
平成29年3月31日
内閣総理大臣決定
復本第480号
平成30年3月30日
復本第562号
令和3年4月1日

（通則）

第1条 福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備等）のうち復興庁所管事業に係るもの（以下「交付金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、福島再生加速化交付金制度要綱（平成26年2月28日付け、府政防第217号・復本第269号・警察庁甲官発第55号・25文科政第89号・厚生労働省発会0228第2号・25食第198号・20140226財地第1号・国官会第2892号・原規監発第1402269号）、福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備等）実施要綱（平成29年3月31日付け、復本第666号。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

（交付の目的）

第2条 交付金は福島県に交付し、実施要綱第3に規定する原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく実施要綱第5に規定する事業等を実施することを目的とする。

（交付先）

第3条 交付金は、福島県知事に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付の対象となる事業）

第4条 実施要綱第5の1に規定する原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業とする。

（交付額）

第5条 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱第7により福島県に通知された交付可能額の範囲で、交付金の交付対象事業に要する費用を交付する。交付対象経費は、別添のとおりとする。

2 交付対象事業に対する交付金の交付額は、原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業様式1-4に記載した交付対象事業の交付対象事業費に別添の補助率を乗じて得た額と

する。

(事前着手)

第6条 第7条による交付の申請及び第8条による交付の決定前に、実施要綱第9の1による交付申請及び交付決定前の原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業の実施の承認を通知する様式は、別記様式1によるものとする。

(交付申請)

第7条 適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定による交付金の交付の申請については、交付を受けようとする福島県（以下「交付申請者」という。）は、別に通知する日までに、大臣に対し、交付申請書（別記様式2）に必要な書類を添付して提出するものとする。

(交付決定)

第8条 大臣は、前条により交付の申請があった場合において、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、交付金を交付すべきものと認めるときは、適正化法第6条の規定に基づき、交付申請者に交付金の交付の決定を行うものとする。

2 大臣は、前項の規定により交付金の交付の決定を行ったときは、適正化法第8条の規定に基づき、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を交付申請者に通知（別記様式3）するものとする。

(交付決定の内容の変更)

第9条 交付申請者が交付決定の内容を変更しようとする場合には、大臣に内容変更承認申請書（別記様式4）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額に変更をきたすことがない場合は、この限りではない。

2 大臣は、前項の承認をしたときは、適正化法第10条第4項の規定に基づき、速やかにその変更の内容を交付申請者に通知（別記様式5）するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 適正化法第9条第1項に規定する申請の取下げについて、交付申請者は交付の決定の内容又はこれに附された条件に対し、不服があることにより、申請を取り下げようとするときは、交付金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、大臣に申請取下書（別記様式6）を提出しなければならない。

(交付対象事業の廃止)

第11条 交付申請者は、交付決定を受けた事業の全てを廃止する場合には、大臣に事業廃止承認申請書（別記様式7）を提出し、その承認を受けなければならない。

(交付対象事業の遅延の届出)

第 12 条 交付申請者は、交付決定を受けた事業が原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画に記載する事業期間内に完了することができないと見込まれる場合には、大臣に事業遅延報告書（別記様式 8）を提出しなければならない。

（概算払）

第 13 条 交付申請者は、交付決定の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式 9 の概算払請求書を大臣に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、交付金について予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書きに基づく財務大臣との協議が調った日以降に行うことができるものとする。

（状況報告）

第 14 条 交付申請者は、適正化法第 12 条の規定による遂行の状況の報告について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を提出するものとする。

（交付事業の遂行等の命令）

第 15 条 大臣は、交付対象事業が交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第 13 条第 1 項の規定に基づき、交付申請者に対し、これらに従って当該交付対象事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 大臣は、交付申請者が前項の命令に違反したときは、適正化法第 13 条第 2 項の規定に基づき、交付対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第 16 条 交付申請者は適正化法第 14 条の規定による実績報告については、全ての交付対象事業が完了した日（第 11 条により交付対象事業の全ての廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して 1 ヶ月を経過した日又は全ての交付対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、大臣に実績報告書（別記様式 10）を提出して行うものとする。

2 交付申請者は、交付対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、交付金の交付の決定をした日の属する会計年度の翌年度の 4 月 10 日までに実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（交付金額の確定等）

第 17 条 大臣は、適正化法第 15 条の規定に基づき、前条による実績報告の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る交付対象事業の成果が交付金の決定内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付申請者に交付額確定通知書（別記様式 11）を通知するものとする。

（是正のための措置）

第 18 条 大臣は、第 15 条による報告を受けた交付対象事業の成果が交付金の決定の内容

及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第 16 条第 1 項の規定に基づき、当該交付対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該交付申請者に対して命ずることができる。

(交付金の返還)

第 19 条 大臣は、交付申請者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、適正化法第 18 条第 2 項の規定に基づき、当該交付申請者にその超える額の返還を命ずることとする。

(交付金の返還の期限)

第 20 条 適正化法第 18 条第 1 項及び第 2 項の決定による交付金の返還の期限については、同条第 1 項の場合にあっては、交付の決定の取消の通知の日から 20 日以内とし、同条第 2 項の場合にあっては、原則として第 16 条による額の確定の通知の日から 20 日以内とする。

(交付対象事業の検査等)

第 21 条 大臣は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第 23 条第 1 項の規定に基づき、交付申請者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 適正化法第 23 条第 2 項の立入検査等を行う職員の身分を示す証票は、別記様式 12 によるものとする。

(財産の管理等)

第 22 条 交付申請者は、交付対象事業の実施（交付対象事業の一部を第三者に実施させた場合を含む。）によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 交付申請者は、取得財産等について、別記様式 13 による取得財産等管理台帳を備えて管理しなくてはならない。

3 交付申請者は、当該年度に取得財産等があるときは、実績報告書に別記様式 14 による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

4 大臣は、交付申請者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第 23 条 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具並びに大臣が交付金の交付の目的を達成するために必要があると認めて定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものとする。

2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とす

る。

- 3 交付申請者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を交付金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付金の経理)

第 24 条 交付申請者は、交付事業について経理を明らかにする帳簿を作成し、当該事業の完了の日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(標準処理期間)

第 25 条 大臣は、交付申請書及び変更交付申請書を受理した日から起算して、原則として 30 日以内に交付の決定を行うものとする、

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日)

この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日)

この要綱は、平成 30 年 3 月 30 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別添

交付対象経費		
経費区分	内容	補助率
原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業		
1. 事業費	・実施要綱に基づいて行う事業に要する経費 (人件費、会議費、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、賃金、手数料、雑役務費、委託費)	1 / 2

(別記様式1 交付決定前着手承認通知書)

番 号
年 月 日

福島県知事 殿

内閣総理大臣

福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備等）交付決定前着手承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画に基づく事業について、交付金交付決定前に事前着手することを承認したので通知する。

(別記様式2 交付申請書)

番 号
年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

福島県知事

福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備等）交付申請書

福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備等）に係る事業を実施したいので、交付金を交付されたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 交付申請額

(単位：千円)

交付申請額

注) 原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画の写しを添付すること。

(別記様式3 交付決定通知書)

番 号
年 月 日

福島県知事 殿

内閣総理大臣

福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備等）交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備等）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

- 1 事業の目的
- 2 交付決定額

(単位：千円)

交付決定額

- 3 この交付決定の対象となる事業、その内容については、交付申請書記載のとおりとする。
- 4 実績報告については、福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備等）交付要綱（復興庁）（以下「交付要綱」という。）第16条によるものとする。
- 5 交付の条件は、交付要綱によるものとする。
- 6 この交付決定に対して不服のある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期間は、この交付決定通知書受領日から30日以内とする。

(別記様式4 内容変更承認申請書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

福島県知事

福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備等）交付決定内容変更承認
申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた福島再生加速化交付金（原子力
災害情報発信等拠点施設整備等）について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和
30年法律第179号）第7条の規定により、下記のとおり内容を変更したいので、承認されるよう申請
する。

記

- 1 変更後の額 千円
 交付決定額 千円
 変更増減額 千円
- 2 変更の事由

注) 交付決定通知書の写しを添付すること。

(別記様式5 内容変更承認通知書)

番 号
年 月 日

福島県知事 殿

内閣総理大臣

福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備等）交付決定内容変更承認
通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった福島再生加速化交付金（原子力災害情報
発信等拠点施設整備等）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法
律第179号）第10条第1項の規定により、下記のとおり交付決定の内容を変更することに決定したの
で、同法第10条第4項の規定により通知する。

記

- 変更後交付決定額 千円
既交付決定額 千円
変更増減額 千円
- この交付決定の対象となる事業、その内容については、内容変更承認申請書記載のとおりとする。
- 上記のほか、実績報告、交付条件等は、従前の取扱いのとおりとする。

(別記様式6 申請取下書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

福島県知事

福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備等）申請取下書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の申請を行った福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備等）の実施について、その申請を取り下げたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 申請を行った年月日

令和 年 月 日

2 申請を取下げること

注) 交付申請書の写しを添付すること。

(別記様式8 事業遅延報告書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

福島県知事

福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備等）事業遅延報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた事業について、年度内に事業の完了ができなくなったので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定により、下記のとおり報告する。

記

事業名	地区名	事業概要	事業開始 年 月 日	事業完了 予定年月日

※事業遅延の事由については、別紙（任意様式）に理由書として作成し添付すること。

(別記様式10 実績報告書)

番 号
年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

福 島 県 知 事

福 島 再 生 加 速 化 交 付 金 (原 子 力 災 害 情 報 発 信 等 拠 点 施 設 整 備 等) 実 績 報 告 書

令 和 年 月 日 付 け 第 号 により 交 付 決 定 さ れ た 福 島 再 生 加 速 化 交 付 金 (原 子 力

災 害 情 報 発 信 等 拠 点 施 設 整 備 等) の 交 付 対 象 事 業 に つ い て、
〔 完 了
廃 止
会 計 年 度 が 終 了 〕
し た の で、 補 助 金
等 に 係 る 予 算 の 執 行 の 適 正 化 に 関 す る 法 律 (昭 和 30 年 法 律 第 179 号) 第 14 条 の 規 定 に よ り、 下 記 の と
お り 報 告 す る。

記

1 交 付 金 の 実 績

(単 位 : 千 円)

交 付 決 定 額	交 付 金 充 当 額	不 用 額

注) 交 付 対 象 事 業 が 完 了 又 は 廃 止 し た 場 合 は 様 式 I を、 会 計 年 度 が 終 了 し た 場 合 は 様 式 II を 添 付 す る 事 と。

(別記様式11 交付額確定通知書)

番 号
年 月 日

福島県知事 殿

内閣総理大臣

福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備等）交付額確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定された福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備等）の交付対象事業に係る交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、金 円に確定したので通知する。

(別記様式12 立入検査等職員身分証票)

表 面

9cm

←	→
↑	↓
第 号 年 月 日発行	官 職 氏 名 年 月 日生
6.5 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第23 cm条第2項の規定による検査員の証	
年 月 日まで有効	内閣総理大臣

備考 用紙は厚紙白紙とする。

裏 面

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）抜粋
第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(別記様式13 財産管理台帳)

取得財産等管理台帳 (年度)

区分 財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	保管(設置) 場所	補助率	処分 状況	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備等）交付要綱（復興庁）第23条第1項に定める財産処分制限価格以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。
ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
3. 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。

(別記様式 14 取得財産等管理明細表)

取得財産等管理明細表 (年度)

区分 財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	保管(設置) 場所	補助率	処分 状況	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備等）交付要綱（復興庁）第 23 条第 1 項に定める財産処分制限価格以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。
ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
3. 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。

[様式 I]

福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備等）実績報告

1. 交付決定年度
2. 予算区分
3. 充当内容

(単位：千円)

事業名	地区名	事業概要	総事業費	交付対象事業費	福島再生加速化交付金 (原子力災害情報発信等拠点施設整備等) 充 当 額	そ の 他	交付対象外経費
			(A=B+E)	(B=C+D)	(C)	(D)	(E)
合 計							

4. 交付金の実績

福島再生加速化交付金 (原子力災害情報発信等拠点施設整備 等) 交 付 決 定 額	福島再生加速化交付金 (原子力災害情報発信等拠点施設整備 等) 充 当 額 (H+I)	福島再生加速化交付金 (原子力災害情報発信等拠点施設整備 等) 充 当 額 (C) の 合 計	事務費に係る充当額	不 用 額
(F)	(G)	(H)	(I)	(J)

【留意事項】

- 「事業名」、「地区名」、「事業概要」欄については、原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画と記載内容を同一にすること。
- 「その他」欄については、地方負担(地方債、一般財源等)や他の補助金等の充当額を記載すること。
- 交付決定通知書の写しを添付すること。
- 交付金充当事業については、事業の実施を証する書類(契約書の写しなど)及び事業の完了を証する書類(検査調書の写し、支出命令書の写しなど)を提出すること。

【様式Ⅱ】

福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備等）年度終了実績報告

1. 交付決定年度

2. 予算区分

3. 充当内容

（単位：千円）

事業名	地区名	事業概要	交付対象事業費 (A)	福島再生加速化交付金 (原子力災害情報発信等拠点施設整備等) 充 当 額 (B = C + D)		事業完了日 予 定 年 月 日	完了・ 未完了 の別
				年度内充当額 (C)	翌年度繰越額 (D)		
合 計			0	0	0	0	

4. 交付金の充当状況等

福島再生加速化交付金 (原子力災害情報発信等拠点施設整備等) 交 付 決 定 額 (E)	年度内充当額 (G+H) の合計 (F)	年度内充当額 (C) の合計 (G)	事務費に係る年度内 充当額 (H)	翌年度繰越額 (J+K) の合計 (I)	翌年度繰越額 の合計 (D) (J)	事務費に係る翌年 度繰越額 (K)	当該年度不用額 (L)

【留意事項】

○「事業名」、「地区名」、「事業概要」欄については、原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画と記載内容を同一にすること。